

新型コロナウイルス感染症に対する当社の取組について

株式会社タキガワ・コーポレーション・ジャパン

2020 年 12 月 10 日現在

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、従業員、契約従業員、ベトナム人実習生を含めて全関係者の安全確保・感染予防のために、考えられる最大限の感染予防対策を行っています。

6 月の健康診断ではコロナウイルス抗体(IgG)検査実施し、実施者全員が陰性であることを確認しています。また、8 月には、臨床検査会社と契約して、新型コロナウイルス PCR 検査を、保健所や医療機関を通すことなく直接実施できるルートを確保。従業員及び家族にコロナウイルス感染懸念症状が出た場合、すぐに PCR 検査により感染の有無を判定し、医療対応や職場復帰できる体制を構築しています。生活必需品である食品包装フィルムパッケージを供給するという使命を果たし続けるために、今後も引き続き最新の状況に応じて最善の対策を講じていく所存です。

以下、現在当社が実施している感染予防・感染拡大防止対策です。

● 感染予防措置の徹底（社内ルール）

<全従業員に対して>

【**体温チェック**】（体温計を持っていない従業員には体温計を配布）

- ・ 1 日 3 回：①出社前自宅、②出勤時守衛室前、③昼食時食堂前
⇒37.5 度以上ある場合には「出社禁止」「業務中断・早退」
「出勤時・早退時チェック票」を記入、総務部宛に連絡
- ・ 在宅勤務の場合も朝・昼・晩に検温してファイルに登録

【**マスク着用**】

- ・ 通勤時、就業時間中は常時マスクを着用 ⇒1 日 1 枚のマスクを支給
- ・ 出勤時は、入場後、入館までに新しいマスクに換える。
- ・ 食堂内では、飲食中以外はマスク着用を徹底
- ・ 喫煙所では、マスクを外している時は無言、会話厳禁
- ・ 通勤時に公共交通機関利用者はマスクフィルタを追加で使用

【手洗い・アルコール消毒】

- ・入館後すぐ、食事前、食事後、外出からの帰社後、工場入退室時
⇒洗面所にノンタッチ・タイマー及び手の洗い方イラストを設置
- ・社内の共有スペースを使用する際に手指のアルコール消毒を徹底
- ・社外での利用のためアルコール消毒スプレー50ml ボトルを全従業員に配布

【メガネ／ゴーグルの着用】（メガネをしていない従業員にはゴーグルを配布）

- ・目からの感染防止のため、通勤時、就業時ともにメガネ／ゴーグルを着用
- ・飲食中にメガネ／ゴーグルを外さない
- ・公共交通機関を利用する場合には、プライベートにおいても同様とする。

【通勤における公共交通機関の利用制限】

- ・自家用車・自転車での通勤を推奨し、社用車での乗り合い通勤（駐車場代金の会社負担）、社宅への入居（入居費の会社負担）などを実施。
- ・時差出勤による利用時の感染リスク軽減

【接触確認アプリ】

- ・全従業員が厚生労働省開発の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストール。

＜営業部門に対して＞

- ・社用車の利用前後に次亜塩素酸水ボトルでの車内スプレー消毒
- ・顧客往訪時のマスク、ゴーグル等の着用徹底、アルコール消毒ボトルの活用
- ・海外出張は禁止、不要不急の国内出張は原則禁止（事前承認）
- ・公共交通機関の利用制限
- ・Web 会議の活用
- ・展示会への参加は原則禁止（参加した場合は2週間自宅待機）
- ・感染状況に応じて在宅勤務日数を調整、時差出勤の活用

＜守衛室前において＞

- ・全従業員に対してマスク着用、アルコール消毒、体表面温度チェックの徹底
- ・運送ドライバーも含めて来訪者にマスク着用、アルコール消毒、検温を依頼

＜事務所において＞

- ・入口でドアノブを触る前に手指のアルコール消毒
- ・出勤表に出社前の検温結果を記入（ボールペン使用前にアルコール消毒）

＜業務エリア＞

- ・業務デスク間のパーテーションの高さを変更
- ・営業部のフリーデスクを廃止し、パーテーション設置
- ・換気のため、非常扉（1階・2階）の常時開放
- ・換気のため、9時～17時の間、1時間毎に5分間の窓開け
- ・加湿器、次亜塩素酸 空間除菌脱臭機を設置
- ・プリンター・コピー機前、シューター前にアルコール消毒設置
- ・営業部内ミーティング・デスクにパーテーション設置

＜応接室＞

- ・換気のため、ドアを開放、窓（数センチ）開放
- ・次亜塩素酸 空間除菌脱臭機を設置
- ・紙コップの使用を禁止し、ペットボトルとストローの使用に変更
- ・オンラインミーティングのためのモニターを設置
- ・使用後にテーブルのアルコール消毒の徹底

＜洗面所＞

- ・次亜塩素酸加湿器を設置（24時間稼働）
- ・1日2回の噴霧器によるアルコール消毒
- ・手拭き用ペーパータオル
- ・ゴミ箱の蓋の取り外し
- ・スイッチを触らないように、常時電灯・換気扇をON

＜食堂＞

- ・食堂前に体表面チェッカー、アルコール消毒設置
- ・大会議室を第二食堂として、食堂（製造部門・技術部・物流部）と第二食堂（営業部門・管理部門）に分離
- ・利用時間の調整による分散化
- ・各テーブル1人での使用、或いは間にパーテーション設置
- ・各テーブルにパーテーションを設置
- ・各テーブルにアルコール消毒、ペーパータオルを配置
- ・箸、スプーン・フォーク、ペーパーナプキン置き場にパーテーション設置
- ・ゴミ箱の蓋の取り外し
- ・濃厚接触者特定のため、各テーブルに使用時間の記録表を配置
- ・濃厚接触者特定のため、ビデオカメラ設置
- ・加湿器、次亜塩素酸 空間除菌脱臭機を設置（24時間稼働）

＜更衣室（ LOCKER ROOM ）＞

- ・ 入口にアルコール消毒設置
- ・ 加湿器、次亜塩素酸 空間除菌脱臭機を設置

＜工場において＞

- ・ 入口及び工場内の全てのドア付近にアルコール消毒設置
- ・ ハンドドライヤーの使用を禁止し、ペーパータオルを使用
- ・ 入場時だけでなく、退場時にも手洗い、アルコール消毒の徹底
- ・ ゴミ箱の蓋の取り外し
- ・ エアシャワーへの同時入室人数を制限。1 階 2 人、2 階 3 人まで
- ・ 工場内の給水機の使用を禁止し、ウォーターサーバーを設置

＜喫煙所において＞

- ・ 喫煙所の窓を常時開放
- ・ 密をさけるために喫煙所の人数を制限し、コーンとポールを設置
- ・ 濃厚接触者特定のため、滞在時間を記録表に記入
- ・ 濃厚接触者特定のため、ビデオカメラ設置

● 感染が疑われる従業員への対応

○平熱の場合でも以下のような場合には、幅広く、すぐに上司及び総務部に連絡して対応を相談。（原則出社禁止）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 風邪の症状（咳、のどの痛み、頭痛、痰など）や 37.5 度以上の熱がある。・ 倦怠感（だるさ）や息苦しい症状がある。・ 胸部不快感がある。・ （風邪による）筋肉痛や背中や身体の痛みがある。・ （コーヒーやカレー等の臭いや味が分からないなど）嗅覚・味覚の異常がある場合。・ 同居家族や身近な知人に感染症が疑われる人がいる。・ その他、新型コロナウイルス感染の可能性のある症状がある。 |
|--|

○感染源の特定・拡散防止のために以下施策を実施。

- ・ 出社禁止／強制帰宅（即日、即時）
- ・ 直近 1 週間の行動確認（含むプライベート）

⇒感染場所の特定努力

就業中の取引先、業者等との面談、通勤・外訪経路のほか

- ・職場の消毒（デスク、椅子、更衣室のロッカー等をアルコール消毒）
- ・濃厚接触者（従業員）を把握
⇒感染懸念者と同様の出社禁止／強制帰宅検討

○出社禁止解除の条件

- ・本人が発症した場合：
⇒PCR 検査により、感染有無を確認。
⇒陰性の場合：出社禁止解除（症状が治まり次第出社）
⇒陽性の場合：保健所に連絡して対応を相談
- ・家族が発症して、本人は無症状の場合
⇒PCR 検査により、発症した家族の感染有無を確認。
⇒陰性の場合：出社禁止解除
⇒陽性の場合：従業員本人より保健所に連絡して対応を相談
⇒濃厚接触者として行政検査として従業員本人の PCR 検査。

尚、発症した家族が幼児など PCR 検査を受けられない（十分な唾液・検体が採取出来ない）場合は、医師の受診において、コロナではないと診断された時に限り、以下の条件付きで出社禁止解除とする。

- ①食堂は閑散時間に利用する。
- ②体調確認表のチェックを行う。
- ③3密を避け、頻繁にアルコール消毒を行う。（感染していると思って）
- ④念の為、3～4 日後に従業員の PCR 検査を行う。

※出社禁止解除以降も、事務所勤務者は可能な限り在宅勤務として対応

※各所属部署が業務状況を勘案して、さらに出社禁止期間を長くすることを許容

4. 感染者が発生した場合を想定した対応

当社では、従業員及び同居家族にコロナウイルス感染懸念症状が出た場合、すぐに出社禁止とした上で、PCR 検査による感染の有無を判定できる体制を構築済みです。懸念段階で濃厚接触者の特定、業務区域・共有スペースのアルコール消毒を実施し、判定結果が出た時にはすでに対応済となるように、出来る限りの感染拡大防止を行っています。

また、マスクを外している時が最も感染リスクが高いと考え、食堂利用時・喫煙所利用時に滞在時間を記録し、さらにはビデオカメラを設置することにより、

濃厚接触者特定が速やかにできるようにしています。

万が一、感染者が発生した場合には、産業医指導のもとに保健所への報告体制を構築しています。提供資料については、船橋市保健所、コロナ相談センターに相談の上、従業員名簿、濃厚接触者リスト、健康状態記録表などを準備しており、消毒については、普段から職場での消毒等、衛生管理を徹底して行い、業務継続に支障のないように努めています。

(本件に関する問い合わせ先)

株式会社タキガワ・コーポレーション・ジャパン
総務部 TEL 047-403-6305